

静岡県立大学短期大学部広報・地域連携推進委員会細則

平成 19 年 12 月 7 日細則第 33 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）に関する情報を学内外に提供し、広く本学に対する理解と支援の拡大を図るとともに、広報広聴活動を通じて本学に対する社会からの信頼の維持向上を図るため、また、公開講座の実施体制の充実、民間企業等学外の機関との連携の推進を図るとともに、本学の知的資源や施設を活用して地域貢献を図るため、静岡県立大学短期大学部教授会規程(平成 19 年 4 月 1 日規程第 100 号)第 9 条の規定に基づく専門委員会として、静岡県立大学短期大学部広報・地域連携推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 広報広聴及び情報開示の総括に関すること。
- (2) 広報広聴の企画立案・推進に関すること。
- (3) 大学案内、大学ホームページその他全学的な広報媒体の活用に関すること。
- (4) 公開講座に関すること。
- (5) 地域貢献（社会貢献）に関すること。
- (6) 社会人の生涯教育やリカレント教育に関すること。
- (7) 出前講座や初等・中等教育界からの要望に関すること。
- (8) 広報広聴及び地域連携の推進に係る中期計画該当課題の企画、立案、実施に関すること。
- (9) 県立大学広報委員会及び県立大学公開講座委員会との連携、協力に関すること。
- (10) その他広報広聴及び地域連携の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 短期大学部部長
- (2) 事務部長
- (3) 各学科及び一般教育等の教員群から各 1 名
- (4) 事務部長が指名する事務職員
- (5) その他短期大学部部長が指名する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務室及び学生室において処理する。

(委任)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成19年12月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。